

## 宮城県公報

行 城 県  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

○療育手帳交付規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	一
○漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則	(水産業基盤整備課)	一
告 示		
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	(税 務 課)	二
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都市計画課)	二
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(契 約 課)	三
選挙管理委員会		
○不在者投票を管理すべき施設の取消しについて		七
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		七

## 規 則

療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

療育手帳交付規則の一部を改正する規則

療育手帳交付規則(平成十二年宮城県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

第十条第三項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、「ただし書を除く。」を削る。

様式第二号中「(第4条、第6条、第7条、第8条)」を「(第4条、第7条、第8条、第9条)」に改める。

様式第三号中

「注」 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができ、  
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

「(告示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができ、  
ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則（昭和五十一年宮城県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第九条第一項中「三年以内」を「十年以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第一項の規定による許可の申請がされた場合における許可については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第六百号

宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第一百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和元年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称 株式会社畑惣一郎商店	代表者の氏名 畑 文雄	主たる事務所等の所在地 仙台市太白区長町三丁目九番一 号	指定取消しの年月日 平成三十一年四月三十 日
----------------------	----------------	------------------------------------	------------------------------

○宮城県告示第六百一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、気仙沼地区加入区について、同法第一百二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和元年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年七月二日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和元年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新中道土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県利府町加瀬字新河原四十二番地

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

小 幡 光 夫 宮城県利府町中央三丁目四番地一

高 橋 貞 夫 宮城県利府町中央三丁目十七番地二

渡 邊 幹 雄 宮城県利府町加瀬字町五十八番地

高 橋 文 男 宮城県利府町中央三丁目九番地六

鈴 木 健 一 宮城県利府町沢乙東五番地五

角 田 利 剛 宮城県利府町利府字館三十番地一

伊 藤 静 男 宮城県利府町中央三丁目七番地五

鈴 木 悟 宮城県利府町中央三丁目七番地四

鈴 木 源 多賀城市高崎一丁目七番十三号

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年七月二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡利府町菅谷字産野原五十六番六、五十七番、五十八番二、五十八番四、六十七番三、六十九番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号  
株式会社みつば

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 公用車両(大気環境測定車) 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和二年三月十九日(木)

4 納入場所 宮城県保健環境センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城

県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和元年七月十日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班（担当 須藤 凜太郎 電話〇二二―二二―一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年七月十日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年七月十日（水）から令和元年七月十二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年七月十二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年七月十七日（水）午前九時から令和元年七月十八日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年七月十八日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年七月十九日（金）午前10時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Government vehicle (air quality monitoring vehicle) (1 unit)

2 Deadline for Delivery : March 19, 2020 (Thu.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Health and Environment Center

4 Deadline for Bid : July 18, 2019 (Thu), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division,  
Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi  
980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和元年七月二日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 購入物品及び数量 FMS実習装置 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和二年二月二十八日(金)

4 納入場所 宮城県工業高等学校 実習棟二階 FA実習室

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五)へ令和元年七月十七日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 須藤 凜太郎 電話〇二二―二二―一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年七月十七日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年七月十七日（水）から令和元年七月二十五日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年七月二十五日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和元年七月三十一日（水）午前九時から令和元年八月十九日（月）午後五時まで  
(二) 書面により入札書を提出する場合  
イ 日時 令和元年八月十九日（月）午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和元年八月二十日（火）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured: FMS training device (1 set)

2 Deadline for Delivery: February 28, 2020 (Fri)

3 Place of Delivery: Miyagi Technical High School

4 Deadline for Bid: August 19, 2019 (Mon), 5: 00 p.m.

5 Contact Person: Rintaro Suto, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人KTK福祉会地域密着型特別養護老人ホームルグネット岩ヶ崎の項を削る。

附 則

この告示は、令和元年七月二日から施行する。

○宮選管告示第七十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人八木山福祉会特別養護老人ホーム八木山翠風苑の項中「同 市太白区八木山

本町二丁目四二番五」を「同 市太白区恵和町三八番一〇号」に、特別養護老人ホーム常盤園の項中

「同 郡柴田町大字船岡字迫二八番地の一」を「同 郡柴田町西船迫二丁目七番四号」に、特別養護

老人ホームまほろばの里たいわの項中「黒川郡大和町吉田字高田西三四番地」を「黒川郡大和町吉岡

まほろば二丁目二番地の四」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月二日から施行する。